

伊那市防災会議 関係資料

伊那市水防計画 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

ページ	旧	新	摘要
目次	第4章第10節 <u>水防警報</u> の解除	第4章第10節 <u>非常配備</u> の解除	表現の統一
目次	第7章第1節 <u>水防</u> 観測施設・通報	第7章第1節 <u>水位</u> 観測施設・通報	表現の統一
3	第1章第4節 水防用語 (略) 15 避難判断水位 <u>-(危険水位)-</u> (略)	第1章第4節 水防用語 (略) 15 避難判断水位 (略)	県計画の表現と統一
5	第1章第5節 3 国土交通省の責任 (略) (4) 洪水予報又は水位到達情報の <u>通知</u> の 関係市町村長への通知 (略)	第1章第5節 3 国土交通省の責任 (略) (4) 洪水予報又は水位到達情報の 関係市町村長への通知 (略)	県計画の表現と統一
5	第1章第5節 4 気象庁の責任 (略) (1) 気象、津波、高潮及び洪水 <u>の</u> 予報及び警報の発表及び通知 (略)	第1章第5節 4 気象庁の責任 (略) (1) 気象、津波、高潮及び洪水 <u>についての水防活動の利用に適合する</u> 予報及び警報の発表及び通知 (略)	県計画の表現と統一
7	第2章第1節 4 水防本部の構成 (図)	第2章第1節 4 水防本部の構成 (図)	時点修正
1 2	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 水防活動の利用に適合する注意報・警報) 水防活動用 <u>気象</u> 警報	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 水防活動の利用に適合する注意報・警報) 水防活動用 警報	県計画の表現と統一
1 2	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 水防活動の利用に適合する注意報・警報) 水防活動用 <u>気象</u> 注意報	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 水防活動の利用に適合する注意報・警報) 水防活動用 注意報	県計画の表現と統一
1 2	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 大雨特別警報の発表基準) 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。(略)	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 大雨特別警報の発表基準) 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと <u>予想された</u> ときに発表される。(略)	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘要
1 2	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 大雨警報の発表基準) 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想 <u>した</u> ときに発表される。(略)	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 大雨警報の発表基準) 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想 <u>された</u> ときに発表される。(略)	県計画の表現と統一
1 3	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 洪水警報の発表基準) 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として <u>挙げ</u> られる。(略)	第3章第1節 1 気象庁が行う予報及び警報 (表 洪水警報の発表基準) 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として <u>あ</u> げられる。(略)	表現の修正
1 4	第3章第1節 2 伊那市の警報、注意報の発表基準(令和 <u>2</u> 年 <u>8</u> 月 <u>6</u> 日現在) <u>(表の各数値も修正)</u>	第3章第1節 2 伊那市の警報、注意報の発表基準(令和 <u>5</u> 年 <u>6</u> 月 <u>8</u> 日現在) <u>(表の各数値も修正)</u>	時点修正
1 5	第3章第1節 3 大雨警報・洪水警報を補足する情報 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。(略)	第3章第1節 3 大雨警報・洪水警報を補足する情報 気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報(浸水害)の危険度分布 <u>(浸水キキクル)</u> 、洪水警報の危険度分布 <u>(洪水キキクル)</u> 及び流域雨量指数の予測値を発表する。(略)	県計画の表現と統一
1 5	第3章第1節 3 大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 浸水キキクルの概要) 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>(追加)</u>	第3章第1節 3 大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 浸水キキクルの概要) 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <u>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u>	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘要
15	<p>第3章第1節 3大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 浸水キキクルの概要)</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要な警戒レベル2に相当 	<p>第3章第1節 3大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 浸水キキクルの概要)</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」(黒)：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</u> ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要な警戒レベル2に相当 	県計画の表現と統一
15	<p>第3章第1節 3大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 流域雨量指数の予測値の概要)</p> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	<p>第3章第1節 3大雨警報・洪水警報を補足する情報 (表 流域雨量指数の予測値の概要)</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘 要
16	<p>第3章第1節 4 その他の気象情報 (表 記録的短時間大雨情報の発表基準) 大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に1度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害、及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険性が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。長野県の発表基準は1時間雨量で100mm。</p>	<p>第3章第1節 4 その他の気象情報 (表 記録的短時間大雨情報の発表基準) 大雨警報発表中の市町村において、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現し、かつ数年に1度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害、及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険性が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p>	県計画の表現と統一
16	<p>第3章第1節 4 その他の気象情報 (表 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報の発表基準) 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため、「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき「線状降水帯」には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	<p>第3章第1節 4 その他の気象情報 (表 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報の発表基準) 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため、「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「<u>線状降水帯</u>」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p>	県計画の表現と統一
18	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (1種類および発表基準(1)水位上昇期及び氾濫発生時 表天竜川上流氾濫危険情報の発表基準) 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</p>	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (1種類および発表基準(1)水位上昇期及び氾濫発生時 表天竜川上流氾濫危険情報の発表基準) 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。</p>	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘要																																																						
21	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (2国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(2)天竜川上流洪水予報の対象となる水位観測所)</p> <table border="1" data-bbox="286 236 1030 459"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離標</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川</td> <td>伊那富</td> <td>210.6km 左岸</td> <td>上伊那郡辰野町樋口</td> <td>1.00m</td> <td>1.50m</td> <td>2.40m</td> <td>2.60m</td> <td>3.12m</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>沢渡</td> <td>189.5km 左岸</td> <td>伊那市東春近渡場</td> <td>0.50m</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>1.60m</td> <td>4.41m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	距離標	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水位	氾濫危険水位	計画高水位	天竜川	伊那富	210.6km 左岸	上伊那郡辰野町樋口	1.00m	1.50m	2.40m	2.60m	3.12m	天竜川	沢渡	189.5km 左岸	伊那市東春近渡場	0.50m	0.90m	1.40m	1.60m	4.41m	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (2国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(2)天竜川上流洪水予報の対象となる水位観測所)</p> <table border="1" data-bbox="1043 236 1787 459"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離標</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川</td> <td>伊那富</td> <td>210.6km 左岸</td> <td>上伊那郡辰野町樋口</td> <td>1.00m</td> <td>1.50m</td> <td>2.60m</td> <td>3.10m</td> <td>3.12m</td> </tr> <tr> <td>天竜川</td> <td>沢渡</td> <td>189.5km 左岸</td> <td>伊那市東春近渡場</td> <td>0.50m</td> <td>0.90m</td> <td>1.70m</td> <td>1.80m</td> <td>4.41m</td> </tr> </tbody> </table> <p>【同様の修正が生じる箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27ページ：第3章第4節 水防警報等（4長野県が行う水防警報(2)水防警報の対象となる水位観測所(表) ・28ページ：第3章第4節 水防警報等（3国土交通省が行う水防警報(2)水防警報の対象となる水位観測所(表) 	河川名	観測所名	距離標	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水位	氾濫危険水位	計画高水位	天竜川	伊那富	210.6km 左岸	上伊那郡辰野町樋口	1.00m	1.50m	2.60m	3.10m	3.12m	天竜川	沢渡	189.5km 左岸	伊那市東春近渡場	0.50m	0.90m	1.70m	1.80m	4.41m	天竜川上流河川事務所管内水位観測所における基準水位の変更
河川名	観測所名	距離標	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																	
天竜川	伊那富	210.6km 左岸	上伊那郡辰野町樋口	1.00m	1.50m	2.40m	2.60m	3.12m																																																	
天竜川	沢渡	189.5km 左岸	伊那市東春近渡場	0.50m	0.90m	1.40m	1.60m	4.41m																																																	
河川名	観測所名	距離標	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																	
天竜川	伊那富	210.6km 左岸	上伊那郡辰野町樋口	1.00m	1.50m	2.60m	3.10m	3.12m																																																	
天竜川	沢渡	189.5km 左岸	伊那市東春近渡場	0.50m	0.90m	1.70m	1.80m	4.41m																																																	
21	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (2国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(3)天竜川上流洪水予報の通知系統 図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注)</p> <p>————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ———— は、長野地方気象台から関係機関へ防災気象情報提供システム等による伝達を示す。 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。 - - - - - は、その他による伝達を示す。</p>	<p>第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 (2国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(3)天竜川上流洪水予報の通知系統 図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注)</p> <p>————— は、NTTファクシミリ 又は電子メール等による伝達を示す。 - - - - - は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ———— は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝達システムによる伝達を示す。 - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。 - - - - - は、その他による伝達を示す。</p>	県計画の表現と統一																																																						

ページ	旧	新	摘 要
2 2	第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 3 長野県と気象庁が共同で行う洪水予報 (2) 洪水予報の対象となる <u>基準</u> 観測所	第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 3 長野県と気象庁が共同で行う洪水予報 (2) 洪水予報の対象となる <u>水位</u> 観測所	県計画の表現と統一
2 2	第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 3 長野県と気象庁が共同で行う洪水予報 (3) 洪水予報の通知系統（諏訪湖） (図は別紙参照 凡例に関する記載) (注) _____ は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 _____ は、長野地方気象台から関係機関へ <u>防災気象情報提 供システム等</u> による伝達を示す。 は、 <u>電子メール</u> による伝達を示す。 ----- は、その他による伝達を示す。	第3章第2節 洪水予報河川における洪水予報 3 長野県と気象庁が共同で行う洪水予報 (3) 洪水予報の通知系統（諏訪湖） (図は別紙参照 凡例に関する記載) (注) _____ は、NTTファクシミリ <u>又は電子メール</u> 等による伝達 を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 _____ は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝達シ ステムによる伝達を示す。 は、 <u>洪水予警報等作成システム</u> による伝達を示す。 ----- は、その他による伝達を示す。	県計画の表現と統一
2 5	第3章第3節 水位周知河川における洪水予報 3 水位到達情報の伝達系統 (図は別紙参照 凡例に関する記載) (注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 は、その他による伝達を示す。 _____ は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。	第3章第3節 水位周知河川における洪水予報 3 水位到達情報の伝達系統 (図は別紙参照 凡例に関する記載) (注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 は、その他による伝達を示す。 _____ は、NTTファクシミ <u>リ又は電子メール</u> 等による伝達 を示す。	県計画の表現と統一

ページ	旧			新			摘 要
26	第3章第4節 水防警報等 (2 洪水時の河川に関する水防警報(1)種類及び発令基準表)			第3章第4節 水防警報等 (2 洪水時の河川に関する水防警報(1)種類及び発令基準表)			県計画の表現と統一
種類	内容	発令基準	種類	内容	発令基準		
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。		
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に到達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。		
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に到達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。		
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。					
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。					

ページ	旧	新	摘要
27	<p>第3章第4節 水防警報等 (3 国土交通省が行う水防警報(1)水防警報を行う河川名、区域及び担当官署 表 区域) 左岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 右岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から</p> <p>左岸 飯田市龍江 7122-1 番地先 右岸 飯田市川路 4925 番の 5 地先(姑射橋)まで</p>	<p>第3章第4節 水防警報等 (3 国土交通省が行う水防警報(1)水防警報を行う河川名、区域及び担当官署 表 区域) 左岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 右岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田(昭和橋)から</p> <p>左岸 飯田市竜江 7122-14 番地先 右岸 飯田市川路 4925 番の 5 地先(姑射橋)まで</p>	県計画の表現と統一
27	<p>第3章第4節 水防警報等 (3 国土交通省が行う水防警報(2)水防警報の対象となる水位観測所 表 伊那観測所の所在地) 伊那市 <u>伊那</u></p>	<p>第3章第4節 水防警報等 (3 国土交通省が行う水防警報(2)水防警報の対象となる水位観測所 表 伊那観測所の所在地) 伊那市 <u>狐島</u></p>	県計画の表現と統一
28	<p>第3章第4節 水防警報等 3 国土交通省が行う水防警報 (4) 水防警報の伝達系統(天竜川上流) (図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 ----- は、ファクシミリ伝達を示す。 - - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助伝達系統である。</p>	<p>第3章第4節 水防警報等 3 国土交通省が行う水防警報 (4) 水防警報の伝達系統(天竜川上流) (図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注) ————— は、NTTファクシミリ <u>又は電子メール</u>等による伝達を示す。 ----- は、ファクシミリ伝達を示す。 - - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助伝達系統である。 - - - - - <u>は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。</u></p>	県計画の表現と統一
29	<p>第3章第4節 水防警報等 4 長野県が行う水防警報 (3) 水防警報の伝達系統 (図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。</p>	<p>第3章第4節 水防警報等 4 長野県が行う水防警報 (3) 水防警報の伝達系統 (図は別紙参照 凡例に関する記載)</p> <p>(注) ————— は、NTTファクシミリ <u>又は電子メール</u>等による伝達を示す。 ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。</p>	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘要
30	<p>第4章第1節 市の非常配備 (表 第1配備 配備の時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、噴火警報が発表され被害が予想されるとき。 台風による被害が予想されるとき。 <p>(表 第1配備 体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始が出せる状態 指定避難所が開設・運営できる状態 関係機関・施設の状況を確認 	<p>第4章第1節 市の非常配備 表 第1配備 配備の時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表され被害が予想されるとき。 台風による被害が予想されるとき。 <p>(表 第1配備 体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難が出せる状態 指定避難所が開設・運営できる状態 関係機関・施設の状況を確認 	県計画の表現と統一
35	<p>第4章第7節 安全の確保 水防活動（避難誘導、水防作業）は、消防団員自身の安全確保に留意して実施する。 配慮すべき事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 無線機を携行させ、水防活動時の安否を確認する。 携帯ラジオ等により最新の気象情報を把握させる。 水防活動が長時間にわたるときは、団員を随時交代させて、疲労に起因する事故を防止する。 水防活動の範囲に応じ、監視員を適宜配置し、安全を確保する。 指揮者・監視員は、現場の状況を判断し、注意を喚起しながら、必要に応じて退避を含む具体的な指示を行って消防団員の安全を確保する。 指揮者は、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避指示の伝達方法を消防団員に事前に徹底する。 水防活動を行うための訓練・研修等を行い、消防団員の安全意識の高揚を図る。 ライフジャケットの装備化を図る。 	<p>第4章第7節 安全の確保 水防活動（避難誘導、水防作業）は、消防団員自身の安全確保に留意して実施する。 配慮すべき事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 無線機を携行させ、水防活動時の安否を確認する。 携帯ラジオ等により最新の気象情報を把握させる。 水防活動が長時間にわたるときは、団員を随時交代させて、疲労に起因する事故を防止する。 水防活動の範囲に応じ、監視員を適宜配置し、安全を確保する。 指揮者・監視員は、現場の状況を判断し、注意を喚起しながら、必要に応じて退避を含む具体的な指示を行って消防団員の安全を確保する。 指揮者は、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避指示の伝達方法を消防団員に事前に徹底する。 水防活動を行うための訓練・研修等を行い、消防団員の安全意識の高揚を図る。 ライフジャケットの装備化を図る。 <u>水防活動は原則として複数人で行う。</u> <u>指揮者は水防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員へ周知し、共有しなければならない。</u> <u>出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。</u> 	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘要																					
4 2	<p>第6章第3節 通信連絡 (3 その他の通信施設の使用) その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1) 警察通信施設 (2) 気象官署通信施設 (3) 国土交通省関係通信施設 (4) 鉄道関係通信施設 (5) 電気事業通信施設 (6) その他の通信施設</p>	<p>第6章第3節 通信連絡 (3 その他の通信施設の使用) その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</p> <p>(1) 警察通信施設 (2) 国土交通省関係通信施設 (3) 鉄道関係通信施設 (4) 電気事業通信施設 (5) その他の通信施設</p>	県計画の表現と統一																					
4 3	<p>第7章第3節 水位観測施設・通報 (略) 3 県の水位公表 「長野県河川砂防情報ステーション」 (URLhttp://www.sabenagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000) で公表。</p>	<p>第7章第1節 水位観測施設・通報 (略) 3 県の水位公表 「長野県河川砂防情報ステーション」 (URLhttp://www.sabo-nagano.jp/dps/) で公表。</p>	県計画の表現と統一																					
4 5	<p>第7章第1節 水位情報の収集提供システム 3 情報収集用機器の設置箇所 水防情報収集機器は、次の県機関にも設置されており、いずれも水防本部と同一の情報を収集している。 必要に応じて、これらの機関へ情報の提供を求めることもできる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器の種類</th> <th>設置機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県水防情報システム端末機</td> <td>建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td> <td>建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野県庁気象情報システム 端末機</td> <td>地域振興局 建設事務所 砂防事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器の種類	設置機関	備考	長野県水防情報システム端末機	建設事務所		統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体		長野県庁気象情報システム 端末機	地域振興局 建設事務所 砂防事務所		<p>第7章第1節 水位情報の収集提供システム 3 情報収集用機器の設置箇所 水防情報収集機器は、次の県機関にも設置されており、いずれも水防本部と同一の情報を収集している。 必要に応じて、これらの機関へ情報の提供を求めることもできる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器の種類</th> <th>設置機関</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県水防情報システム端末機</td> <td>建設事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)</td> <td>建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器の種類	設置機関	備考	長野県水防情報システム端末機	建設事務所		統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体		県計画の表現と統一
機器の種類	設置機関	備考																						
長野県水防情報システム端末機	建設事務所																							
統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体																							
長野県庁気象情報システム 端末機	地域振興局 建設事務所 砂防事務所																							
機器の種類	設置機関	備考																						
長野県水防情報システム端末機	建設事務所																							
統一河川情報システム端末機 又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体																							

ページ	旧	新	摘要
51	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>1 洪水浸水想定区域の状況</p> <p>国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>天竜川浸水想定区域図 (平成28年12月公表：国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)</p>	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>1 洪水浸水想定区域の状況</p> <p>国土交通省及び県は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。</p> <p>天竜川浸水想定区域図 (平成28年12月公表：国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)</p> <p><u>天竜川水系浸水想定区域図</u> <u>(令和5年公表：長野県)</u></p>	県計画の表現と統一
51	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水及び内水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>①地下街等（地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を図る必要があると認められるもの</p> <p>②要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>③大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>(略)</p>	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、<u>雨水出水</u>及び内水に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>①地下街等（地下街、その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、その利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難を図る必要があると認められるもの</p> <p>②要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>③大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>(略)</p>	県計画の表現と統一

ページ	旧	新	摘 要
52	<p>第10章第1節 洪水対応 3 洪水ハザードマップ</p> <p>市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域を示した防災ハンドブックを作成し、各世帯に配付及び市公式ホームページに掲載している。</p> <p>また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p>	<p>第10章第1節 洪水対応 3 洪水ハザードマップ</p> <p>市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ（防災ハンドブック）を作成し、各世帯に配付及び市公式ホームページに掲載している。</p> <p>また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p>	県計画の表現と統一
52	<p>第10章第1節 洪水対応 5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告する<u>とともに</u>、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。</p> <p>さらに、法第15条の3第6項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、資料3-2表のとおり、安心安全メールの配信による他、必要に応じて関係する各課からの電話連絡である。</p>	<p>第10章第1節 洪水対応 5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告する<u>こととする</u>。<u>あわせて</u>、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う<u>とともに</u>、<u>当該自衛水防組織の構成員等について市長に報告することとする</u>。</p> <p>さらに、法第15条の3第6項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、資料3-2表のとおり、安心安全メールや防災アプリの配信による他、必要に応じて関係する各課からの電話連絡である。</p>	県計画の表現と統一 防災アプリについて追記

ページ	旧	新	摘 要
52	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、法第15条の4第1項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p>なお、現在、本市において該当する大規模工場等はない。</p>	<p>第10章第1節 洪水対応</p> <p>6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、法第15条の4第1項の規定により、自衛水防組織を置くよう努める。</p> <p><u>大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告することとする。</u></p> <p>なお、現在、本市において該当する大規模工場等はない。</p>	<p>県計画の表現と統一</p>